

報告事項（1）資料

令和元年6月定例県議会の概要について

各課共通

令和元年7月

令和元年6月定例県議会の概要について

概 要

「一般質問」での教育委員会関係の主な質疑応答

外間 雅広 議員

◇高校生の離島留学制度について

- ・離島留学制度について入学者の増加につながった要因と成果を維持するための課題について伺いたい。

(教育長答弁)

入学者が増加した主な要因としましては、まず広報活動の強化により、各高等学校の特色ある取組、在校生の各種検定や各種大会での実績、卒業生の進学状況など、各学科・コースの魅力が全国的に認知されてきていることが挙げられます。

さらに、平成27年度から体験入学に参加する親子に宿泊体験を実施し、交通費や宿泊費等の補助を行うとともに、きめ細かな生活支援を行う専任職員を対馬高校に配置しました。これらにより、多くの生徒や保護者が持つ「しま」での生活に対する不安が解消し、留学する意欲につながったものと分析しております。

こうした取組により、東京から5名、神奈川から3名など首都圏からの入学者数が増加し、今年度110名の入学者を迎えることとなりました。

次に、課題といたしましては、入学者数の増加に伴う里親の確保や、留学生が地域に溶け込めるよう生活面のサポートを行う専任職員の増員など、受入体制の整備が急務となっております。今後は、地元自治体、振興局等と連携しながら、こうした課題の解消に努め、離島留学制度のさらなる充実を図っていきたいと考えております。

山口 初實 議員

◇スポーツ振興策について

○東京オリンピックの強化候補選手に対する支援について

- ・県としても何らかの支援をして、オリンピック出場に向けて応援の輪を広げて、盛り上げを図っていただきたいが考えを伺いたい。

(教育長答弁)

いよいよ来年に迫りました東京オリンピックに、本県選手が出場し活躍する姿は、県民に大きな感動と活力を与え、郷土愛を育むと共に、地域スポーツの活性化及び競技力の向上に寄与するものと考えています。

このため、平成30年度から「東京オリンピックアスリート等特別強化事業」におきまして、陸上競技マラソンの井上大仁選手、野上恵子選手やカヌー競技の水本圭治選手など、県内在住の世界で活躍するアスリート23名を強化指定し、遠征や合宿に係る経費等を助成しているところであります。

県教委としまして、本県から一人でも多くの選手が東京オリンピックに日本代表として出場できるよう引き続き支援していきたいと考えております。

松本 洋介 議員

◇ひきこもり対策について

○不登校問題について

- ・本県の不登校対策におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについての現状と成果、課題についてお尋ねしたい。

(教育長答弁)

議員ご指摘のとおり、本県の不登校児童生徒数は、平成29年度の調査結果によりますと、1,788人であり、年々増加傾向にあります。

不登校の背景には、家庭や学校生活のさまざまな要因による、不安やいらだちといった心理が大きく影響しております。そのため、学校、家庭、地域が連携し、児童生徒の心の安定を図る取組が大切であると考えます。

特に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実、不登校の未然防止や早期対応に有効な手立てであります。

現在、スクールカウンセラーは、学校への配置や派遣で対応しておりますが、各学校からは「児童生徒が登校できるようになった」「保護者が安心感を持つことができている」など、その効果は十分に認められています。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等につきましては、財源や人材の確保が今後の課題であることから、国庫補助制度の充実や教職員定数化措置などを国に要望するとともに、効果的な配置をしていくことで、今後も不登校対策の推進に努めてまいります。

◇児童・生徒の登下校時の安全確保について

○見守り体制の強化について

- ・子どもの見守り体制を強化するため、どのような取組を行っているのかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

新潟県で昨年5月に発生した痛ましい事件を受け、国は登下校時の総合的な防犯対策である「登下校防犯プラン」を策定しました。その中では、学校・警察のほか、自治会や地域ボランティアなどが意見・交換を行う「地域の連携の場」を各地域に構築すること、また「見守りの空白地帯」を埋めるため、多様な担い手による見守り活動の活性化に努めることが示されており、本県においても取組を進めているところです。

具体的には、見守り活動のすそ野を広げるため、新聞や企業の広報媒体等を活用し、防犯の視点で気軽に行う「ながら見守り」の実施を広く呼びかけるなど、見守り体制の強化に取り組んでおります。

また、声かけ事案や不審者情報を認知した場合は、遅滞なく警察に通報するとともに、市町教育委員会や学校で構築されているメールなどの伝達手段により、迅速かつ正確に児童生徒や保護者に対して注意喚起を徹底するなどの対応に努めています。

今後も市町教育委員会や学校と協力しながら、警察や自治会、地域ボランティア団体と確かな連携を保持し、児童生徒が安心して登下校できる安全確保に取り組んでまいります。

中村 一三 議員

◇島原半島の県立高校の現状と今後の方向性について

○県立高校8校の入学者の状況と、今後、どのようにして子どもたちにとって望ましい教育環境を整え、教育水準の維持を図ろうとしているのかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

島原半島にある県立高校8校の入学者の状況につきましては、少子化による生徒数の減少等により、学校の小規模化、少人数化が進んでおり、平成30年度からは全ての学校で募集定員を満たしていない状況となっております。

各高校においては、今後とも社会の変化や生徒の多様な学習ニーズなどに対応し、更なる特色化を図るとともに、地域に根ざした教育活動を進めてまいります。

併せて、「第三期長崎県高校改革推進会議」からの報告を受けた後、報告内容を踏まえて、「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」を策定し、その方針に基づく高校教育改革を進めることで、教育水準の維持・向上を図ってまいりたいと考えております。

◇県立島原翔南高校について

○島原翔南高校の現状をどの様に捉えているのかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

島原翔南高校においては、キャリア教育を進め、生徒の多様な進路希望にきめ細かに対応するとともに、地元を支える人材の育成に努めております。

近年、ふるさと教育の充実や、キャリアサポートスタッフによる働きかけ等によって、生徒たちの地元企業に対する理解が深まり、昨年度は就職希望者の約7割が島原半島内に就職しております。

しかし、少子化の進行等により、島原翔南高校への入学人数は減少傾向となっており、入学人数の確保が大きな課題であると認識をしております。

○時代にあった学科の新設についてお尋ねしたい。

(教育長答弁)

島原翔南高校に設置している総合学科は、普通科と専門学科を総合した学科であり、幅

広い選択科目の中から、生徒自らが進路希望等に応じて選択し、学習できるという特長があります。学科新設についてのご提案ではありますが、まずは、総合学科の特長を生かし、生徒の進路希望の実現につながる特色ある選択科目の設定等について検討を進め、中学生や保護者のニーズを踏まえた、学校の魅力化を図ってまいりたいと考えております。

また、中学生や保護者に、島原翔南高校における特色ある教育活動を十分に理解していただくため、広報活動の一層の充実を図る必要があると考えております。

○魅力ある学校にするため、県教委の支援や検討会の設置についてお尋ねしたい。

(教育長答弁)

魅力ある高校づくりを進め、志願者の増加につなげていくためには、地元の中学校や地域の方々のご意見を聞くなどして、高校に対する地元のニーズを正確に把握する必要があります。併せて、地域に根ざした教育活動を進めていく上でも、南島原市教育委員会との連携が欠かせないと考えております。

島原翔南高校をはじめとする南島原市に設置している県立高校の魅力化につきましては、まずは市教育委員会と、検討会の設置を含めた協議を進め、併せて県教育委員会としての支援の在り方について、検討を進めてまいりたいと考えております。

宮本 法広 議員

◇公立夜間中学の設置に向けた取組について

○夜間中学を設置すべきと考える。まずは、県の認識を伺いたい。

(教育長答弁)

夜間中学は、義務教育未修了者や、中学校での学びなおしの機会を求める方、また外国籍等で日本語の学習を希望する方などに対して、就学機会の提供等の措置を講じようとするものであり、すべての県民が等しく教育を受ける機会を確保する取組の一つと認識しています。

県教育委員会としましても、義務教育機会確保法の制定を受け、平成29年度から教育庁内の関係各課担当者会や、市町教育委員会と協議する機会を設け、夜間中学の設置について、現状の把握や課題の整理を行うとともに、大阪市をはじめとする先進地の視察を行い、その情報収集等に努めてきたところであります。

○実際には開校には至っていない。現状と課題は何か伺いたい。

(教育長答弁)

市町教育委員会によると、夜間中学への具体的な要望はなく、設置を計画している市町はありませんが、毎年行っている市町教育委員会との協議の中では、夜間中学の対象となる方が県内のどの地域におられるのか、また、様々な機関で行われる講座等とは異なり、

中学校の教育課程で学ぼうという意思を持つ方がどの程度おられるのか、などの課題を出し合っているところであります。

○今後の取組について伺いたい。

(教育長答弁)

県教育委員会としましては、他県の状況にも十分注視しつつ、各市町教育委員会に対し、情報を提供するとともに、夜間中学を設置する場合は、通常の中学校と同様に、義務標準法に基づき学級編制及び教職員定数の算定が行われることから、各市町には、夜間中学の趣旨を十分踏まえた上で、実情に応じたニーズの把握等に積極的に取り組んでいただけるよう働きかけてまいります。また、広域的に対応するという観点から、県立としての設置も含めて検討してまいりたいと考えております。

山田 博司 議員

◇離島高校生らの文化及びスポーツ活動を支援する活動支援基金（仮称）の創設について
・離島の高校生らの文化及びスポーツ活動を支援する活動支援基金を創設すべきと考えるが、教育長の見解を伺いたい。

(教育長答弁)

離島の高校生や中学生の部活動への支援については、現在、県総合文化祭離島地区参加費補助金や、県総合体育大会離島地区選手派遣費補助金など今年度総額約2300万円の予算を確保し、大会参加に係る交通費や宿泊費に対する補助を行っております。

議員ご提案の基金を創設しての支援につきましては、現在の金利状況から取り崩し型の基金が想定されますが、基金創設のための多額の資金が必要であること、毎年一定の積み戻しが必要となってくること、また、そのための安定した財源が必要であることから、非常に難しいと考えております。

そのため、当面、大会等への派遣費補助制度やスポーツ合宿所の低価格での提供を継続するとともに、市町とも連携しながら支援に努めていきたいと考えております。

・ふるさと納税の中の1項目として取り組むことはないか伺いたい。

(教育長答弁)

ふるさと納税の活用につきましては、現在、「離島の学校の維持・魅力化への取組み」に活用しており、離島高校生らの文化及びスポーツ活動への支援へ活用することについては、今後、担当部局と協議してまいりたいと考えております。

「予算決算委員会 文教厚生分科会」での教育委員会関係の主な概要

【議案】

- 報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分
→承認

「文教厚生委員会」での教育委員会関係の主な質疑応答

【議案】

- 第80号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例のうち関係部分
→可決
- 第81号 会計年度任用職員の報酬等に関する条例のうち関係部分
→可決
- 第95号 財産の処分について
→可決

【陳情審査】

- 陳情番号10「要望書（松浦魚市場整備への財政支援について 他）」（松浦市）
- 陳情番号12「令和2年度 県の施策等に関する重点要望事項」（佐世保市）
- 陳情番号15「令和2年度 国政・県政に対する要望書」（長崎県町村会）
- 陳情番号18「長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書Ⅲ」（養生所を考える会）

（山本啓介委員）

鷹島神崎遺跡の保存と活用については、政府施策要望とも重複する内容であるが、国への要望結果について伺いたい。

（学芸文化課長）

県からは、九州国立博物館内に水中遺跡保護に関する専門的組織を設置すること、鷹島に水中考古学の調査研究施設を設置し、調査研究及び保存管理について、国策として取り組むことを要望した。

国からは、水中遺跡調査検討委員会を設置し、現在、水中遺跡保護推進のためのマニュアル作成に取り組んでいる、国としてもしっかりと取り組んでいくという前向きな回答をいただいた。

(前田哲也委員)

教会関係者から11月のローマ法王来崎の際に、法王を旧県庁舎跡地に連れて行きたいとの声が挙がっているが、教育委員会としてどのような対応を考えているのか。

(教育長)

法王来崎の際に、旧県庁舎跡地で説明をするといった要請は、どこからも現在受けていない。要請を受けた場合は、具体的に対応を検討していきたい。

(山口経正委員)

旧県庁舎跡地は様々な時代の遺構が残されていると思われるが、どの時代の遺構に焦点を当てて発掘調査を行うか限定し、調査を行うべきではないか。

(学芸文化課長)

旧県庁舎跡地については平成22年度にまちづくり推進室からの要請を受け、14箇所を確認調査を実施済みであり、今回は、未調査部分の確認調査を実施する予定である。今後の調査については、手法も含め長崎県文化財保護審議会委員の意見を踏まえながら調査を進める考えである。

(宮島大典委員)

佐世保市からの要望にある、地域ニーズに即した造船関連技術を学べる環境の整備について現状の考えを説明して欲しい。

(県立学校改革推進室長)

現在、造船に関する専門教育については、長崎工業高校に造船コースを設置し、船舶設計の技術者の育成を行っている。造船関連の求人については、技能職が中心となっており、工業高校をはじめ、普通科高校からも就職している。中学卒業者が減少する中、新たな学科の設置については、中学生の進路希望、造船関連企業からの継続的な技術職の求人が見込まれるのかなどの、各種の状況を見極めたうえで、検討していきたいと考えている。

【政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料】

□ 教職員元気回復・健康維持増進事業業務委託について

(前田哲也委員)

事業の内容と、教職員互助組合と随意契約をしている理由について伺いたい。

(福利厚生室長)

主なものは、教職員の若年層検診である。40歳未満は、「胃・採血・心電図」の検査項目がないため、その部分をカバーするための検診であり、病院への支払いの事務などを教職員互助組合に委託している。

随意契約の理由は、教職員互助組合は、教職員の福利厚生を目的とした団体であり、事務に要する人件費を要しないことから、他の民間団体等より経費が安く実施できるためである。

(山本由夫委員)

第三期長崎県高校改革推進会議の今後の予定を教えて欲しい。

(県立学校改革推進室長)

現在、推進会議では報告書について議論が進められており、報告書は今年の夏以降提出していただけないのではないかと考えている。教育委員会としては、提出された報告書の内容を踏まえて、第三期の高校改革基本方針を策定することとなる。

【議案外】

□ 障害者雇用について

(北村貴寿委員)

法定雇用率の達成のためにどういう工夫をしているのか。また、業務の切り出しなどを行っているのかお尋ねしたい。

(総務課長)

昨年度、障害者雇用に関する2年間の計画を策定した。その計画では、例えば、教育事務について身体障害者のみを対象としていたが、精神障害者、知的障害者も対象とするなどの採用要件の見直しや、受験の対象となる年齢制限の見直しなどを行っている。

また、環境整備として、教育庁内に障害者雇用促進チームを設置し、どういう対応をしていくか検討をしており、県庁で働く障害のある職員、障害のある職員が働く職場の方が相談できる窓口を設けた。

障害者関係団体と障害者雇用を進めるためにどういう対応が必要かなどの意見交換を行っている。

業務の切り出しについては、4月に県庁本庁内に知的障害のある方を雇用するワークサポートオフィスを設置した。その事務については、知事部局と共同で、県庁内の各所属で行っている発送業務や文書印刷業務などの事務を切り出して、6月から障害のある方5名を雇用し業務に就いていただいている。

(北村貴寿委員)

この件については、数を追ってしまったがゆえに不適切な事例が見受けられたということもあるので、性急に数だけを追うのではなく、教育委員会には障害のある人もない人も働くことができる旗振り役になっていただきたいと思う。

(堤典子委員)

特別支援学校2校にワークサポートグループを設置し、非常勤職員3名を雇用とある

が、県庁のワークサポートオフィスでやっている業務と同様なのか。

(総務課長)

特別支援学校2校のワークサポートグループについては、学校で行う事務で、ワークサポートオフィスと全く同じではない。清掃や環境整備なども含めて知的障害のある方に業務を行っていただいている。

□ 高等学校における通級指導について

(北村貴寿委員)

高等学校における通級指導の現状について伺いたい。

(特別支援教育課長)

平成30年度から高校における通級による指導が制度化された。本県においても、昨年度開設した3校に加え今年度新たに2校を指定し、計5校の県立高校で通級による指導を実施し46名の生徒が学んでいる。

(北村貴寿委員)

県央地区の高校に通級指導教室を開設してほしいという保護者の声があるが、今後開設の予定はあるか。

(特別支援教育課長)

通級の設置については、学校長に設置希望の調査を行っている。本調査において学校長からの依頼があり、1教室あたり原則10名以上の対象生徒が見込まれる場合に、教育委員会として設置を検討し判断することになる。今のところ、現在設置している5校以外からは希望があがっていないが、今後希望があがってくれば、検討していくことになる。

(北村貴寿委員)

教育センターにおける2年目の担当教員に対する研修の状況について伺いたい。

(特別支援教育課長)

教育センターでは新任及び2年目の通級指導担当教員と特別支援学級担任を対象とした講座が、昨年度7回実施され、本年度も同様に予定している。昨年度2年目研修の受講者数は118名である。

□ ミライオン図書館の開館について

(北村貴寿委員)

図書館資料の返却についてだが、例えば、離島に在住されている方がミライオン図書館を訪れて本を借りた場合、その本の返却先はどうなるのか。

(新県立図書館整備室長)

ミライオン図書館に返却いただくことになる。

(北村貴寿委員)

他県では図書館のネットワークを使って返却の仕組みを作っている事例もある。費用は多少かかるようだが、図書館サービスとしては必要だと思う。

(政策監)

ミライオン図書館に直接来館できない方のために、インターネットを通じてミライオン図書館の本を地元の図書館で貸し借りが可能な協力貸出のシステムを現在設計している。

(新県立図書館整備室長)

委員ご指摘の仕組みを作るためには、地元図書館の協力が必要となるが、利用者の利便性向上や新たな利用者の創出という観点からも他県を参考にしながら研究していきたい。

(北村貴寿委員)

是非、地元の図書館で返却できる仕組みができるよう強く要望する。

(北村貴寿委員)

7月にミライオン図書館の部分開館が予定されているが、県民にはどのような案内を出しているのか。

(新県立図書館整備室長)

今回の部分開館は「こどもしつ」が中心となることから、県教育委員会が発行している「げんき広場」に特集を組み、学校を通じて配布するとともに、新聞における「県のお知らせ」を使って、周知する予定である。

(北村貴寿委員)

地元の商店街との連携についてはどうなっているか。

(新県立図書館整備室長)

地元商店街とは大村市が連携・協力に関して協議を進めているところである。

(北村貴寿委員)

ミライオン図書館の開館イベントについて、何か決まっていることはあるか。

(新県立図書館整備室長)

ミライオン図書館の開館後、10月から3月までの間、長崎にゆかりのある作家や絵本作家など子どもから大人まで楽しめる開館記念講演を計画している。

□ 教員採用試験について

(宮本法広委員)

優れた資質を備えた人に教員になってほしいと思うが、志願者倍率が下がっている中で、それが難しくなっているのではないか。より厳格に資質を見抜くためにどのような試験をおこなっているのか。

(高校教育課人事管理監)

二次試験で面接と適性検査を行っている。適性検査は平成25年度に改善を行った。規範適応力やストレス共生力、教員としてのしっかりとした価値観を有しているかなどを検査し、その結果をもとに、慎重に面接を行っている。この適性検査は、全国すべてで行われているのではなく、現在、40の県と市のみが行っているものである。

□ 部活動指導員について

(宮本法広委員)

部活動指導員について、今年度の配置人数はどのようになっているか。

(体育保健課長)

今年度から事業化し、県立高等学校に11名、県立中学校に1名、市町立中学校に21名を配置する予定である。

(宮本法広委員)

今後、県として市町に推進していく姿勢であるのか。

(体育保健課長)

5年間で全ての公立中学校・高等学校に配置できるよう、予算の確保に努めてまいりたいと考えている。

□ スクールロイヤールの設置状況について

(宮本法広委員)

県内のスクールロイヤールの設置状況についてはどうか。

(児童生徒支援室長)

県立学校については、平成28年から設置している。市町教育委員会については、設置しているところは、現時点では把握していないが、設置に向けて検討をしているところもあると聞いている。

□ 夜間中学について

(宮本法広委員)

ニーズ調査を進めていくのかなどの今後のスケジュール感を伺いたい。

(教育次長)

まずは教育庁内で検討委員会を設置し、令和3年4月に夜間中学を設置予定の徳島県の取組み等も調査したい。夜間中学では、高齢者、不登校の中学生、外国人、学び直しの4つのケースが考えられる。通常は開設に3年間かかる。できるだけ早い設置に向け対応を整理したい。

□ 長崎市公立学校事務職員（県費負担教職員）の逮捕事案について

(宮本法広委員)

長崎市公立学校事務職員の逮捕事案について、子どもたちの状況を教えていただきたい。

(教職員課長)

保護者に対しては、逮捕の翌日に説明会を開催し、子どもたちには、発達段階に応じて、校長から説明をしている。子どもたちの心のケアのために必要に応じて、スクールカウンセラーを派遣するなど長崎市教育委員会と連携していきたい。

(宮本法広委員)

必要であれば、相談体制を強化していただきたい。

□ 不祥事根絶に向けた取組について

(山口経正委員)

教職員のわいせつ事案等根絶に向けての取組は行っていると思うが、根絶されていない現状を教育長は、どのように考えているか。

(教育長)

これまでも様々な研修を行っているが根絶には至っていない。一部の教職員が不祥事を起こすことにより、県全体の信頼を失墜させることになる。教職員としての矜持を持って、自分自身を律するという意識を持てるように研修をしていきたい。引き続き、市町教委とも連携をとりながら、対応していきたい。

(山口経正委員)

全国的に道德の時間が少なくなった時期があったようだが、道德の時間は、これからどうしていくのか。

(義務教育課長)

本県は、道德の時間の実施時数が少なくなったことはここ数年間ない。時数をしっかり取って授業をしていくということを大前提に進めてきた。一方で、教えなければならないこと、考えさせなければならないこと、周りとのコミュニケーション等の授業のやり方に

ついて、全国的に差がでてきたので、道徳が教科化された。また、特別の教科ということで、子どもたちの内面に迫るため一人一人に応じた教育を展開していこうと進めている。新しい学習指導要領に則って、道徳が教科化された趣旨、道徳の大切さを伝えながら全県的に進めていきたいと考えている。

(山口経正委員)

道徳と不祥事は直接には関係ないかもしれないが、心の教育が大切だと認識していただきたい。教える側である教員の道徳心の向上については、どうか。

(義務教育課長)

教員の使命感、倫理観等は、1年目からの経年研修で実施している。また、本年度5月から、各市町校長会において、教職員一人一人の使命感、倫理観への指導について直接伝えており、研修と日々の勤務の中で醸成していくような取組をやっていききたいと考えている。

(山口経正委員)

教える側として、しっかりした人格形成に努めてもらいたい。

□ 若者定着について

(山口経正委員)

県内に若者を定着させるために、高校生へどのような進路指導をしているのかお尋ねしたい。また、県外の大学へ進学した生徒に、県内へ戻ってきてもらうということについても、しっかり取り組んでほしい。

(高校教育課長)

県内就職ということ言えば、まず県内企業を知ることが必要だと考えており、キャリアサポートスタッフや各学校での企業説明会により、生徒たちへ県内企業の情報提供を手厚く行っている。併せて、ふるさとの課題や、それをどのように解決できるのかなどを探究的に学習させることは、将来的に、生徒たちがふるさとに戻って貢献したいということにつながると考え、ふるさと教育の推進を図っている。具体的には、総合的な学習の時間の中で、地域の方々と、地域の課題研究や伝統行事の継承などに取り組ませている。また、進学校の生徒が県内企業との接点を持てるような新たな視点の取組も、現在、研究している。

(山口経正委員)

県内大学と高校との連携について、どのように取り組んでいるか。

(高校教育課長)

県内大学と高校の連携については、協定を結び様々な活動をしており、オープンキャン

パスや教授等による出前講座、高校の教員を対象とした入試連絡会や意見交換会、大学生が母校を訪問し、大学のよさを説明するといった場を設けている。

(山口経正委員)

県外の大学へ進学した学生が、県内へ戻ってくるためには、ふるさと教育の充実が大変重要と考えるが、小中高から連携したふるさと教育と若者定着について、どのように考えるか。

(教育長)

ふるさと教育の目的は、それぞれの発達段階で違ってくるが、地域のことをよく知ったうえで、自分がその地域の課題を解決しようという心構えを持ってもらうというのが一番の理想と考える。

小中高を通じてふるさとを思う心を育むことにより、子どもたちが将来、進路の選択をする時に、地元のこと、長崎県のことを選択肢の中に大きな位置を占めるような対応ができるように、今後もふるさと教育を進めてまいりたい。

□ 公立学校教員採用試験について

(堤典子委員)

小学校を志願する他自治体本務者に対する第2次試験の関東会場での実施等の制度改善とあるが、いつから関東会場での実施を始めたのか、実際の受験者や他の自治体本務者であった方が採用されているのか。

(義務教育課人事管理監)

関東会場での実施は、今年度からなので、実績はまだない。

(堤典子委員)

他県の教職経験者がどれくらい本県で採用されているか。

(義務教育課人事管理監)

他県で本務者をされて志願した方は、小学校で平成31年度採用試験において13名、30年度が31名、29年度が41名である。

(堤典子委員)

その中で、実際に採用されたのは、どれくらいか。

(義務教育課人事管理監)

昨年度が13名のうち10名、その前の年が31名のうち25名、その前の年が41名のうち28名が採用されている。

(堤典子委員)

先日佐世保市内の小学校を訪問して、東京から来た先生に話を聞いた。今回から2次試験を関東会場で実施するというので、多くの方に受験してもらえるような体制を作っただけではない。臨時的任用職員が採用試験を受験するために学校で配慮などはされているか。

(義務教育課長)

臨時的任用でキャリアを積むことは、とても財産になる。臨時的任用職員については、一定年数の経験を積めば、1次試験の一部を免除している。一方で、公平性を保たなければならない専門性の部分は、しっかり確認しているところである。一般的に、1学期の終わりに採用試験を実施しているが、学校でも試験を受けるということを想定しながら業務を進めている。臨時的任用職員を育てる、または力を付けて受験させる環境づくりについて、各市町教委や学校に話をしていきたいと考えている。

(堤典子委員)

周りから応援されると頑張ろうと思うので、力をいれていただきたい。

□ 教職員の働き方改革について

(堤典子委員)

教職員の長時間労働対策として、県教委はどのようなことを行っているのか。

(福利厚生室長)

学校においては、毎年1項目以上業務改善を行う「プラス1」推進運動を行っており、その報告の中で、学校から県教委に対する業務改善等についての意見をもらっている。

学校からの要望が高いものは、「調査、文書量の削減」「人の増員」「研修、会議等の削減」である。

「調査等の削減」については、平成29年度から教育庁各課で連携し、削減、見直し等を具体的に進めている。「人の増員」については政府施策要望において、定数改善等を要望しており、今後も定数の確保に努めていきたい。

また、「研修」については、平成29年度に「教職員研修計画」を抜本的に見直し、経年研修を7～8割に整理している。

その他、夏季休業中の学校閉庁の実施や、教員免許更新においては、長崎大学と連携し、全国的にも例が少ない出張講習を実施し、教員の負担軽減を図っているところである。

□ 佐世保特別支援学校北松分校の設置について

(堤典子委員)

佐世保特別支援学校北松分校の設置に向けての状況を伺いたい。

(特別支援教育課長)

現在、北松農業高等学校内に、佐世保特別支援学校の高等部の分教室が設置されている。令和3年4月に、平戸市立田平中学校内に佐世保特別支援学校の小・中学部の分教室を設置し、既存の高等部と併せた佐世保特別支援学校北松分校を開設するための準備を進めているところである。

□ 性教育について

(堤典子委員)

自分や相手の体や心を大切にする性教育について、県教委としての取組をお伺いしたい。

(体育保健課長)

学校での性教育については、学習指導要領に基づいて保健体育科の授業を主に、他の教育活動、道徳や特別活動等において学習内容と関連付けて学校の教育活動全体を通じて行っているところである。具体的には、心と体の発育・発達に関すること、性情報への対応、エイズや性感染症などの予防、自己の行動に責任を持って生きることの大切さなどについて、子ども達の発達段階に応じて行っている。

また、産婦人科医を招いて、教職員や保護者、児童生徒を対象に、命の大切さや相手に対する思いやり、性感染症の感染防止等についての講義も行っている。

(堤典子委員)

LGBTに関する学校教育の現状はいかがか。

(児童生徒支援室長)

中学校の「道徳の時間」や高等学校の「家庭」の時間等において、性的少数者に対する理解を深める授業を実施している。

□ 全国及び県学力調査について

(大久保潔重委員)

県としてもこの学力調査を重視していると思う。その結果はどうか。学力は上がっているのか下がっているのか。全国的な比較ではどうか。

(義務教育課長)

県学力調査の推移で説明すると、平成26年度以降の小中学校の正答率は41.0%、46.4%、45.2%、56.2%、57.0%、56.7%となっている。概ね、成果は上がっていると判断している。昨年度の全国学力調査については、国語、算数・数学については、全国平均より1～2ポイント下回っている。理科は小中学校ともに全国平均と同程度となっている。ここ数年、全国平均よりやや下回る状況が続いている。

(大久保潔重委員)

確実に伸ばしている結果かと思う。全国との比較では、わずかに下回っているということだが、この結果を受けて、どのように分析し進めていこうと思っているのか。

(義務教育課長)

小学校低学年からの基礎学力の積み上げに改善の余地があるのではないかと考えている。もう一つは、全国的な傾向と同様に新学習指導要領でも求められている多くの情報の中から適切に必要な情報を選び出す、それを整理して自分の考えとしてまとめる、これは高度なことではあるが、この部分についても課題があると考えている。そのため今年、課題として考えているのが読解力である。例えば、文章を読み取る力、グラフや図と文章の関係を認識する力、という部分に新たに力を入れながら、学力の底上げに取り組み始めたところである。

(大久保潔重委員)

徹底的にやってもらいたいと思う。公教育としてできないというものはないか。

(義務教育課長)

義務教育の使命、役割は、児童生徒が自らの進路を実現するための学力をきちんと身に付けさせることだと思っている。それは、公教育の大きな役割だと思っており、全教職員一丸となって取り組んでいきたいと考えている。

(大久保潔重委員)

しっかりとした分析、改善に努め、子どもたちの学力が上がるように取り組んでいただきたい。

(山本啓介委員)

関連してだが、学校訪問や研修について、市町教委とどのように連携していくのか。それと、教員の指導力や環境の整備についての取組についてはどうなっているのか。

(義務教育課長)

市町教委と一緒に分析をして、その情報を、市町教委や校長会に直接話をしている。学校訪問については、今年から特に力を入れ、3年間で全学校を回ることにしており、学校によって違う実態に対し細やかに対応していきたい。そのために、新年度に学力向上推進班を作っている。また研修については、具体的にどんな授業をするのか、どんな教材を用いるのか、といった部分にとまどいもあろうかと思うので、授業公開と併せて具体的な内容を発信する取組を進めていく。

(山本啓介委員)

全ての学校を訪問することに至った経緯をもう少し説明していただきたい。

(義務教育課長)

より1校1校に沿った手助けをするためには、実際に学校に行くべきと考えた。各学校が抱えている悩みは違うので、そこにアドバイスを行いたい。市町教委とともに行うことで、各市町教委の考えや取組も見直すことがあれば見直してほしいとの考えから全ての学校を訪問することにした。

(山本啓介委員)

3年で回るという具体的なスパンと現場の先生方の負担についてはどうか。

(義務教育課長)

3年間のスパンであるが、様々な他の取組と一緒にやるので、これだけで進めていくわけではない。全部で500弱の小中学校があるが、3年間で訪問が可能と判断した。また、働き方改革とも連動していく必要があり、その一つとして、統合型校務支援システムを導入して、事務作業にかかる時間を減らすこと、また、学校訪問のために改めて資料を作成するのではなく、その学校で作成しているものを元に検討していく、というように学校にとってなるべく負担の少ない仕組みで実施していきたい。

(山本啓介委員)

丁寧な取組であると同時に離島・半島の多い本県では直接動く取組も必要であると理解する。

□ 運動部活動ガイドラインについて

(山本啓介委員)

長崎県の運動部活動の在り方に関するガイドラインにある運動部活動の方針の策定やその内容のホームページへの掲載などについて、これらが今現在、どのように運営されているのか、また、同時にそういったものを一つ一つ確認する作業が必要かと思うが、その取組はどのようになっているのかお伺いしたい。

(体育保健課長)

県立学校については、既に全学校において県のガイドラインに則って各学校が活動方針を策定し、ホームページ等で公表しているところである。

市町立中学校については、各市町教育委員会が国のガイドラインに則り、県のガイドラインを参考に運動部活動の方針を策定しており、それに基づき、各市町の中学校が活動方針を策定している。

今後、県の教育委員会としては、国が行うフォローアップ調査や県の運動部活動指導状況調査により活動状況を把握し、各県立学校には直接出向き、市町教育委員会とは連携をしながら、指導や是正を厳格に行っていこうと考えている。

□ 「SNSノート・ながさき」の活用について

(山本啓介委員)

情報モラル教育教材「SNS ノート・ながさき」の活用状況をどのように把握していくのか。

(児童生徒支援室長)

今年度の「長崎っ子の心を見つめる教育週間」における重点目標に「SNS ノート・ながさき」を活用することとしており、実施状況の結果を調査実施しながら把握していきたい。

【集中審査】

□「県庁舎跡地の遺構発掘調査の方向性等について」のうち関係部分について

(浅田ますみ委員)

平成22年度に実施した県庁舎跡地の範囲確認調査の結果、遺構が攪乱されている可能性が高いという報告がなされた根拠を教えてください。

(学芸文化課長)

平成22年度の範囲確認調査において、地表より深さ2.5メートルの地点から検出された遺構は、上面を削り取られているとの調査結果があったこと。また、本館下は8尺を掘り下げて施工したという記録があることから、攪乱されている可能性が高いという判断に至った。

実際にどの程度掘り下げられているか、今回の調査できちんと確認していきたいと考えている。

(浅田ますみ委員)

平成22年度の調査は範囲確認のみということで、ポイントを絞った調査であったが、今回は全面調査という考えでよいのか。また、発掘調査を常時見学させることについて県の見解を伺いたい。

(学芸文化課長)

周知の埋蔵文化財包蔵地である県庁舎跡地は、開発事業の実施予定がない場合は、現状保存が第一義の考えであるが、今回は跡地にホールを建設予定であるため、発掘調査を実施する。発掘調査は、確認調査と本調査の二段階で実施していく。平成22年度に部分的な範囲確認調査を実施しており、今回は当時調査が出来なかった区域について追加の範囲確認調査を実施する。調査によって遺構が確認された場合は、開発事業者との協議を重ねたうえで、本発掘調査を実施していく。

また、発掘調査の途中経過報告等については、これまでも日を定めながら遺跡見学会などを実施しており、今回の調査においても安全面に配慮したうえで、県の専門職員立会いのもと見学会を行う考えである。

